

助成率の例 (上限額100万円)

- ・事業場内最低賃金を40円以上上げる必要があります。
- ・業務改善に要する経費の合計が10万円以上の計画を策定して下さい。
- ・40円以上上げた事業内最低賃金を就業規則で定めてください。

常時使用する
労働者数が、企業
全体で31人以上

助成率

$\frac{1}{2}$

改善経費の2分の1
(上限100万円)

支給例(31人以上)

例1: 改善経費220万円 → $220\text{万円} \times \frac{1}{2} = 1,000,000\text{円}$ (上限額)
 例2: 改善経費135万円 → $135\text{万円} \times \frac{1}{2} = 675,000\text{円}$

常時使用する
労働者数が、企業
全体で30人以下

助成率

$\frac{3}{4}$

改善経費の4分の3
(上限100万円)

支給例(30人以下)

例3: 改善経費220万円 → $220\text{万円} \times \frac{3}{4} = 1,650,000\text{円}$ (上限額)
 例4: 改善経費135万円 → $135\text{万円} \times \frac{3}{4} = 1,012,500\text{円}$ (上限額)
 例5: 改善計画100万円 → $100\text{万円} \times \frac{3}{4} = 750,000\text{円}$

◎ 受給対象

- ①過去に利用実績が無く、26年度に初めて助成金の申請を行う場合
- ②26年度に本制度を利用した事業場は、27年度以降の申請は出来ません。なお、25年度までに従来の「賃金改善計画」に基づき利用された場合で、26年度以降の引上計画による26年度申請は可能です(事業場内最低賃金が801円以上の事業場を除く)。

※賃金については、名目の如何を問わないので、例えば「最賃保障手当」といった名目で時間額を40円以上上げることでも差し支えありません。

業務改善計画
(労働能率の増進に資する
設備・機器等の導入)

◎通常の事業活動に伴う経費や単なる機械や器具の入れ替え、必要性のない増築、模様替え等は対象となりません。

※不明な点につきましては、長野労働局賃金室まで問い合わせ下さい。

- ・消費税等について未納がないこと
- ・労働保険に加入し、直近2年間に労働保険料を未納していないこと等が必要です。 ※詳しくお知りになりたい場合は、長野労働局賃金室まで問い合わせ下さい。
- ・賃金引上計画及び業務改善計画は、交付決定通知を受けた後に行ってください。